

制限付一般競争入札（郵便方式）の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び明石市水道事業契約規程（平成 21 年水道事業管理規程第 13 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1 対象業務

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務番号 | 4W501 |
| (2) 業務名 | 配水管等設計業務委託（単価契約）（長期継続契約） |
| (3) 業務場所 | 明石市水道事業給水区域全域 |
| (4) 業務概要 | 配水管等設計業務委託 |
| | 新設設計 1 式 |
| | 布設替設計 1 式 |
| | 既設管内配管設計 1 式 |
| | 簡易設計 1 式 |
| | 地下埋設物平面図作成 1 式 |
| (5) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約) |

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(コンサルタント)に業種が建設コンサルタント「上水道及び工業用水道」で登録されていること。
- (2) 以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録している者（市内業者）
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
 - ③ 兵庫県内の本店で登録をしている者（県内本店業者）
 - ④ 兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（県内支店・営業所等登録業者）
- (3) 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)における「上水道及び工業用水道」部門の登録があること。
- (4) 以下に掲げる①から④までのいずれかの者を 2 名以上保有しており、そのいずれかの者を本業務における管理技術者として配置できること（専任性は求めません。）
 - ① 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく上下水道部門技術士「上水道及び工業用水道」

- ② 技術士法に基づく総合技術監理部門技術士「上下水道—上水道及び工業用水道」
 - ③ RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）「上水道及び工業用水道」
 - ④ 建設コンサルタント「上水道及び工業用水道」部門における認定技術管理者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市水道事業契約規程第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (8) 公告日において明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (9) 公告日において納期限が到来している明石市水道局の水道料金及び明石市税（※）を開札日の前日までに完納していること。
※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。
- (10) 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※1）を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書（※2）を提出できること。
※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。
※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書（その1）（直近2年分）
- (11) 明石市電子入札システムにおいて、開札日に有効期限の切れている業種が入札参加要件となっている場合は、無効な入札とする。
- (12) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 入札方法及び契約方法

- (1) 入札金額は各単価の合計額（税抜）を記載してください。
- (2) 契約については、各項目の単価（税抜）で行うものとし、この契約単価については落札者の入札金額を「各項目の設計単価が設計単価合計額に占める割合」に応じて比例按分して決定します（落札者の入札金額の各単価と契約単価は必ずしも一致しません。）。

4 設計図書等のダウンロード

- (1) 期間
令和4年4月12日（火）からダウンロード可能
- (2) 方法
上記期間内に明石市ホームページ「入札コーナー」より設計図書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、財務室契約担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5012）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

5 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリ（078-918-5153）により財務室契約

担当へ設計図書等に関する質問書（指定様式）により提出してください。

令和4年4月12日（火）から令和4年4月19日（火）午後1時まで

(2) 質問に対する回答

令和4年4月21日（木）午後1時から明石市ホームページ「入札コーナー」において公表します。

6 入札参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を専用封筒（青色）により郵送してください。なお、専用封筒は財務室契約担当にて無料で配布しています。

ア 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）

イ 入札書（指定様式）

ウ 業務費内訳書（指定様式）

エ 保有する技術職員の届出書（指定様式）

オ 保有する技術職員（配置予定技術者を含む。）の資格及び雇用関係を証する書類（写）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和4年4月21日（木）午後1時に、明石市ホームページ「入札コーナー」に設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 提出期限は、令和4年4月26日（火）（明石郵便局必着）です。

7 開札日時及び場所

(1) 日時

令和4年4月28日（木）午前10時28分（予定） ※状況により前後します。

(2) 場所

明石市役所 本庁舎8階 804会議室

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

執行予定総額（契約単価（税抜）に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の合計額）の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

10 支払条件

前金払 無 部分払 無（ただし、年12回以内の支払いとする。）

11 予定価格（税抜）

163,027円（各設計単価の合計金額）

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

12 変動型最低制限価格の設定

有（最低価格入札者から有効な下位5者の入札金額の平均の85%未満の入札者は失格とする。）

13 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市水道局が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までには、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

14 長期継続契約について

本業務委託は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本業務委託における予算を削減された場合又は当該年度における年間予定委託料総額未滿に削減された場合は契約を変更又は解除することがありますので、了承の上、入札にご参加ください。

15 契約条項等を示す場所

明石市水道事業契約規程、明石市水道局業務委託単価契約約款（コンサルタント業務）、応募案内、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

16 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

17 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他「制限付一般競争入札共通の注意事項」及び「制限付一般競争入札の応募案内（コンサルタント業務 郵便方式）」等のとおり

18 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、明石市ホームページ「入札コーナー」にて掲載します。

19 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の「制限付一般競争入札共通の注意事項」及び「制限付一般競争入札の応募案内（コンサルタント業務 郵便方式）」を確認した上で申し込んでください。
- (4) 明石市財務室契約担当の入札・契約制度については、明石市ホームページ「入札コーナー」に掲載しているので、熟知のうえ入札に参加すること。ホームページに掲載している入札・契約制度の不知を理由として入札・契約に関する苦情の申立てを行うことはできない。
- (5) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 最低価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (8) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。

制限付一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

明石市公営企業管理者 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

業者コード

下記工事について、制限付一般競争入札(郵便方式)に参加したいので、関係書類を添えて申請いたします。

なお、下記工事の制限付一般競争入札の落札者の要件として明石市水道局の水道料金及び明石市税の納付状況の確認が必要なときは、水道局及び市の関係課が公営企業管理者に情報提供することに同意します。

また、下記工事案件の開札日の前日において、国税(※1)を完納していること(滞納していないこと)及び落札者として決定された場合においては、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出することを誓約いたします。なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できないときは、下記工事案件の落札決定が取り消されること及び指名停止措置(6か月)を受けることについて承諾するとともに、これらの措置の実施について、一切の異議を申し立てません。

※1新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。

※2納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる以下の者のいずれにも該当しないことを併せて誓約いたします。

(1)指定暴力団員

(2)指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(3)法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの。

記

業務番号	4W501
------	-------

業務名	配水管等設計業務委託(単価契約)(長期継続契約)
-----	--------------------------

配置技術者・技術士		資格	
-----------	--	----	--

※ 公告文に対応する適正な配置予定技術者を必ず記入するとともに、当該技術者の資格及び雇用関係を証する書類(資格については資格証、免許証等の写し。雇用については保険証等の写し(保険証の写しを添付する場合は、保険者番号、記号及び番号をマスキングしたもの))を添付してください。記入又は添付がされていない場合は無効となります。

下記には記入しないでください。

審 査 結 果
適 ・ 否

入札書

業務名	配水管等設計業務委託(単価契約)(長期継続契約)
-----	--------------------------

金額			十億			百万			千			円

上記の件について、日本国の法令及び明石市水道事業契約規程第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則を遵守し、設計図書及び図面並びに現場等熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

なお、この入札は、談合行為(明石市水道局業務委託単価契約約款第16条第1項各号の規定による受託者の違法行為をいう。)によるものではないことを約束し、これに違約して契約を締結したことが認められた場合には、同条の規定に従い、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払うこと及び明石市水道局からの損害賠償の請求に応じることを誓約します。

令和 年 月 日

明石市公営企業管理者 様

(入札者) _____ 住 所

_____ 商号又は名称

_____ 代表者職氏名

印

- ※注 意 ○金額は訂正しないこと。
○入札書に記載する金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。

業務費内訳書

業務名

配水管等設計業務委託
(単価契約)(長期継続契約)

入札者 商号
代表者職氏名

印

配水管等設計業務委託 内訳書

番号	名称・口径等	数量	単位	単価(円)
1	新設設計 ~φ100mm 仮設比較等含まない	1	m	
2	新設設計 φ150mm 仮設比較等含まない	1	m	
3	新設設計 φ200mm 仮設比較等含まない	1	m	
4	新設設計 φ250mm 仮設比較等含まない	1	m	
5	新設設計 φ300mm 仮設比較等含まない	1	m	
6	新設設計 φ350mm 仮設比較等含まない	1	m	
7	新設設計 ~φ100mm 仮設比較等含む	1	m	
8	新設設計 φ150mm 仮設比較等含む	1	m	
9	新設設計 φ200mm 仮設比較等含む	1	m	
10	新設設計 φ250mm 仮設比較等含む	1	m	
11	新設設計 φ300mm 仮設比較等含む	1	m	
12	新設設計 φ350mm 仮設比較等含む	1	m	
13	新設設計 φ400mm~φ700mm 仮設比較等含まない	1	m	
14	新設設計 φ400mm~φ700mm 仮設比較等含む	1	m	
15	布設替設計 ~φ100mm 仮設比較等含まない	1	m	
16	布設替設計 φ150mm 仮設比較等含まない	1	m	
17	布設替設計 φ200mm 仮設比較等含まない	1	m	
18	布設替設計 φ250mm 仮設比較等含まない	1	m	
19	布設替設計 φ300mm 仮設比較等含まない	1	m	
20	布設替設計 φ350mm 仮設比較等含まない	1	m	
21	布設替設計 ~φ100mm 仮設比較等含む	1	m	
22	布設替設計 φ150mm 仮設比較等含む	1	m	
23	布設替設計 φ200mm 仮設比較等含む	1	m	
24	布設替設計 φ250mm 仮設比較等含む	1	m	
25	布設替設計 φ300mm 仮設比較等含む	1	m	
26	布設替設計 φ350mm 仮設比較等含む	1	m	
27	布設替設計 φ400mm~φ700mm 仮設比較等含まない	1	m	
28	布設替設計 φ400mm~φ700mm 仮設比較等含む	1	m	
29	既設管内配管設計 ~φ700mm ライニング設計含む	1	m	
30	簡易設計	1	m	
31	地下埋設物平面図作成	1	m	
合計				

保有する技術職員の届出書

明石市公営企業管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

業者コード

保有する技術職員		
技術職員名	専門(登録)部門	資格等名称

- ※ 保有する技術職員については、参加要件に該当する技術職員を記載してください。
- ※ 有資格者については、関連法令による登録・資格等を受けている技術者を指します。
- ※ 建設コンサルタント・補償コンサルタントについては、部門別に記入してください。
- ※ 公告文で2以上の資格を必要とする場合には、必要とされている資格すべてについて記入してください。
- ※ 公告文の参加要件の中で、技術者等の保有人数について指定されている場合、その人数分を記入してください。この場合は、人数分の資格を証明する書類のと雇用関係を示す書類(健康保険証等の写し(健康保険証の写しを添付する場合は、保険者番号、記号及び番号をマスキングしたもの))を添付してください。なお、添付されていない場合は無効となります。

設計図書等に関する質問書

令和 年 月 日

明石市公営企業管理者 様

会 社 名

業 務 名	配水管等設計業務委託(単価契約)(長期継続契約)
-------	--------------------------

上記業務について、次のとおり質問します。

No.	質 問 内 容	図面No.	仕様書(頁)
1			
2			
3			
4			

質問に対する回答(質問回答書)は、明石市ホームページに掲載します。

○制限付一般競争入札について

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「共通の注意事項」、「応募案内」、「Q & A」の内容をご確認ください。(随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください)

○国税の完納に関する誓約及び国税の滞納がないことを証する納税証明書の提出について

平成20年10月1日の公告分より、制限付一般競争入札参加申請書に国税の完納に関する誓約の文言が追加されています。入札に参加する場合は、この新しい参加申請書を使用すると共に、誓約内容をよく確認してください。

落札者は契約締結までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※)の提出が必要となります。

国税の完納を誓約したにもかかわらず、国税の滞納がないことを証する納税証明書が提出できない場合は、落札決定の取消し及び指名停止措置(6か月)の対象となりますのでご注意ください。

※納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)

○指定暴力団員等に該当しない旨の確認手続きについて

平成27年7月1日以降、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、落札者となった場合には入札時に提出していただく「国税の完納及び指定暴力団等に関する誓約書」とは別に、契約締結期限までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置(3か月)を行います。

○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は 税務室納税課 TEL(078)918-5016 までお願いします。

※ その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。